

(定住自立圏構想推進要綱の概要)

定住自立圏共生ビジョンについて

中心市は、定住自立圏形成協定の締結により形成された定住自立圏全体を対象として、当該定住自立圏の将来像や、定住自立圏形成協定に基づき推進する具体的取組を記載した「定住自立圏共生ビジョン」を策定し、公表する。

定住自立圏共生ビジョンについて

1 ビジョンに記載する主要事項及び期間

(1) 定住自立圏の将来像

当該定住自立圏における都市機能の集積状況等を示すとともに、定住自立圏全体で人口定住のために必要な生活機能を確保するため、自立のための経済基盤を培い、地域の活性化を図るという観点から、当該定住自立圏の将来像を提示。

(2) 定住自立圏形成協定に基づき推進する具体的取組

将来像の実現に向けて、協定に基づき、関係市町村が連携して推進する取組を記載。
(取組内容、スケジュール、関係する市町村、根拠となる協定等。)

(3) ビジョンの期間

期間は、おおむね5年間とし、毎年度所要の変更を行う。

2 策定手続き等

(1) 関係者の意見を幅広く反映させるため、定住自立圏の取組に応じて、以下のような間や地域の関係者を構成員とし、中心市が開催する「圏域共生ビジョン懇談会」における検討を経る。

- ・医療・福祉・教育・産業振興・地域公共交通等各分野の代表者
- ・大規模集客施設、病院等都市集積が生じている施設等の関係者等

(2) (1) における検討を経て、各近隣市町村と当該市町村に関連する部分について協議。

(3) 策定後、公表。中心市は近隣市町村、関係都道府県及び総務省にビジョンの写しを送付。

総務省は速やかに関係府省に写しを送付。

第2期伊那地域定住自立圏共生ビジョンの策定について（案）

- 1 計画期間 令和3年度から令和7年度（5年間）
- 2 策定方法 地域定住自立圏共生ビジョン協議会で検討
 - ・第11回 10月頃 素案提示・意見聴取
 - ・第12回 2月頃 共生ビジョン策定※状況を見ながら書面決議等も検討
- 3 協議会委員
 - (1) 委員の任期 2年（現在の委員 令和2年6月25日まで）
 - (2) 委員の委嘱 第10回ビジョン協議会まで…現委員
第11回ビジョン協議会以降…新委員
- 4 共生ビジョン策定の進め方
現状の共生ビジョンを基に、必要な更新を加えて策定する。
 - (1) 定住自立圏及び市町村の名称
現状どおり
 - (2) 定住自立圏の将来像
統計数値等を最新の内容に更新するとともに、必要な事項を適宜追加する
 - (3) 共生ビジョンの期間
令和3年度から令和7年度の5年間
 - (4) 協定等に基づき推進する具体的取組
従前の事業をブラッシュアップするとともに、必要に応じ新規事業等を追加する。
 - (5) その他
随時事務打ち合わせ等を行いながら細部の調整を進める。